

児童扶養手当の申請についてよくある質問

🏠住所に関すること

Q 夫（妻）とは離婚協議中で別居しており、子どもの面倒は私がみています。申請できますか？

A. できません。夫（妻）と離婚してからの申請になります。

Q 離婚成立しましたが、引っ越し先が見つからず前夫（妻）と同居しています。申請できますか？

A. できません。前夫（妻）と別居してからの申請になります。

Q 離婚成立しましたが、新しいパートナーと婚姻（または同居）予定です。申請できますか？

A. できません。戸籍上の婚姻関係に限らず、異性と同居・同棲等も婚姻関係とみなします。新しいパートナーと事実婚状態にある場合は申請できません。

🏠戸籍に関すること

Q 離婚し別居もしましたが、子の入籍届がまだです。申請できますか？

A. できます。児童扶養手当の申請に子の入籍届の有無は関係ありません。子を監護している人が受給者になります。

Q 月末に離婚したため、戸籍謄本の発行が翌月になってしまいます。支給月に影響があると思います。翌月じゃないと申請できませんか？

A. 離婚届出日によって戸籍謄本の発行が翌月になってしまう場合、当月中は離婚届の「受理証明書」で申請することができます。なお、後日戸籍謄本の提出も必要になります。

💰所得に関すること

Q 昨年は前夫（妻）の扶養でした。今後働くようになると、手当は受給できなくなりますか？

A. 所得と扶養親族の状況により変わります。所得が所得制限限度額を超えると、来年以降の手当が支給停止になる可能性があります。

Q 昨年は働いていましたが、現在無職です。手当は受給できますか？

A. 所得と扶養親族の状況により変わります。昨年の所得が所得制限限度額を超えていると、手当が支給停止になりますが、今後所得が無い場合は、来年以降の手当が受給できるようになる可能性があります。

👤その他

Q 離婚後、実家で両親と同居する予定です。申請できますか？

A. 申請はできますが、同居するご家族（申請者の直系血族および兄弟姉妹）の所得も審査対象となります。所得制限限度額を超えていなければ手当を受給することができます。

Q 離婚後、実家で両親と同居する予定ですが世帯は別です。両親の所得も判定に含みますか？

A. 住民票上別世帯でも、同じ住所に住むご家族（申請者の直系血族および兄弟姉妹）の所得は審査対象となります。ただし、同じ住所でも住宅の造りが二世帯住宅等になっていて生計が別と判断できれば、申し立てにより審査対象外となる場合があります。詳しくはご相談ください。

Q 申請してから手当が支給されるまで、どのくらいかかりますか？

A. 申請から支給まで2～3か月程度かかります。書類の提出時期や審査内容によっては、より時間がかかる場合もあります。

～ 上記は一例のため、特別な事情があるかたは申請前にご相談ください ～